

第1章 避難所の開設

1 避難所の開設

- (1) 避難所の開設は原則として、市職員が施設管理者の協力を得て行います。
- ア 千歳市地域防災計画では、避難所は市職員が開設することを定めています。
- イ 休日・夜間における避難所の開設は、施設管理者も同時に参集し、開錠します。
- (2) 避難者の建物内立入は、避難所担当の市職員又は施設管理者が確認してから行います。
- ア 避難者が建物内に無秩序に立入ることは混乱のもとになるので、とりあえず施設の敷地内（例：校庭）までにとどめ、市職員等が到着してから立入ることとします。
- ただし、冬期間にあっては、市職員の到着がなくても建物内（玄関ホール等）に入り、その後市職員が指示します。

2 避難所運営組織をつくる

- (1) 避難所は、避難者、施設管理者及び市職員との合議制により運営することを原則とします。
- (2) 避難所運営の中核となる人物（本部長1名、副本部長2名程度）を選出します。
- ・ 避難所運営の中核となる人には以下のような人物が考えられます。
 - * 自主防災組織の役員（会長・副会長・防災部長等）
 - * その他、避難者の意見により推薦された人 など
 - ・ 誰が避難所運営の中核となるかについては、自主防災組織などを中心としてあらかじめ相談しておくとい良いでしょう。
- (3) 本格的な避難所組織が形成されるまでは、上記の選出された人物が陣頭指揮をとり、避難所の運営にあたります。
- (4) 避難所運営の中核となる人が決まったら、早急に以下の4つの仕事にとりかかります。
- | | |
|-------------------------|------------|
| ①避難所となる施設の危険度の点検……………P3 | 『施設の点検』 |
| ②居住組の編成……………P3 | 『居住組の編成』 |
| ③避難者の部屋割り……………P4 | 『部屋割り』 |
| ④避難者名簿作り……………P4 | 『避難者名簿の作成』 |

状況が落ち着いたら、本格的な運営体制づくりをします。
P7 「【図1-1】避難所の運営体系」 参照

3 施設の点検

- (1) 施設の危険状況を点検します。
 - ア 避難所を開設後早急に、施設の点検を行います。
 - イ 点検は、避難者や地域の住民の中から、資格保有者（応急危険度判定士及び建築士）を募り危険度判定を行います。
- (2) どうしても資格保有者が手配できない場合には、避難所の代表者、市職員及び施設管理者などが目視により行い、状況が落ち着いたら速やかに専門家による危険度判定を受けます。
- (3) 目視して明らかに危険と認められる場所については、直ちに立入り禁止とします。

できるだけ早急に、本格的な危険箇所対応をします。
P21 『危険箇所対応』参照

4 居住組の編成

- (1) 原則として世帯を一つの単位とし、居住組を編成します。
 - ア 一つの組の構成人数の目安は最大20人です。必要に応じて、人数の配分を行います。
 - イ 各居住組には1名ずつ班長をおきます。
- (2) 居住組の編成には、血縁関係や居住地域を考慮します。
 - ア 世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じの居住組の中に編成します。
 - イ 避難以前に住んでいた地区を考慮して、できるだけ顔見知り同士が近くに集まることができるように配慮します。
- (3) 旅行客など、もともと地域内に居住していない避難者はまとめて居住組を編成します。これらの避難者は、あまり長く避難所にはとどまらないと考えられるので、地域の避難者とは分けて居住組を編成します。

落ち着いたら、居住組内で行う仕事の分担をします。
P7 「【図1-1】避難所の運営体系」参照

5 部屋割り

(1) 施設内のどの部分を避難所として利用するかについて、施設管理者と協議します。

ア 避難所となる施設（敷地）の全てを避難所として利用できるとは限らないので、施設管理者と協議の上、避難所として利用する部分を明確にします。

イ 避難所として利用する部分以外へは、原則として避難者の立ち入りを禁止します。

(2) 避難者全員分の居住空間は、可能な限り屋内を使用します。

ア 利用できる空間としては、教室（会議室）・体育館・廊下・階段の踊り場などが考えられます。

イ 校長室、職員室、保健室などは施設運営上必要ですから、居住空間として使用しません。

ウ 避難が長期化した場合、部屋割りは避難者の公平を確保するため、再度行います。

(3) 疾病者、身体障害者、高齢者、乳幼児、妊婦などを優先して屋内に避難させます。

ア 発災直後は多数の避難者が詰め掛けることが予想されることから、居住空間が足りないときは、疾病者、身体障害者、高齢者、乳幼児、妊婦などを優先して屋内に避難させます。

イ その際、和室や空調設備のある部屋を優先して割り当てます。

落ち着いたら、居住空間と共有空間の使い方を整理
します。 P29 第4章 『空間配置』参照

6 避難者名簿の作成

(1) 避難者に記入してもらった避難者カードを配布します。記入項目は次のようなものが考えられますが、必要と思われる項目は付け加えます。

- ・氏名（ふりがな）
- ・性別
- ・年齢
- ・住所
- ・家族構成

資料1 『避難者カード』参照

(2) 緊急を要する要望も同時に調査します。

ア 病院、養護施設などへの収容希望といった、緊急を要する要望について、避難者カードを記入してもらった際に調査し、対応することが必要です。

(3) 避難者カードを配布し、世帯ごとに記入してもらいます。

避難者カードを基に避難者名簿を作成します。

P10 『避難者カードの整理』参照

